

令和5年3月27日

## 境港市教育委員会議案（定例会）

## 目 次

### 【議決事項】

議案第4号	境港市渡公民館長の任命について	1
議案第5号	境港市外江公民館長の任命について	2
議案第6号	境港市境公民館長の任命について	3
議案第7号	境港市上道公民館長の任命について	4
議案第8号	境港市余子公民館長の任命について	5
議案第9号	境港市中浜公民館長の任命について	6
議案第10号	境港市誠道公民館長の任命について	7
議案第11号	境港市公民館運営審議会委員の委嘱について	9
議案第12号	境港市スポーツ推進委員の委嘱について	13
議案第13号	境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	16
議案第14号	境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について	19
議案第15号	境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について	21
議案第16号	境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について	23
議案第17号	境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について	27
議案第18号	令和5年度境港市学校教職員の研修について	30
議案第19号	鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について	33
議案第20号	境港市教育委員会の個人情報保護に関する規則の一部を改正する 規則の制定について	38

### 【協議事項】

- 令和5年度境港市学校教育の指針について
- 令和5年度教育委員会関係予算について
- 3月定例会市議会教育委員会関係質問答弁について

### 【報告事項】

教育総務課	41
生涯学習課	42
図書館	43

議案第4号

境港市渡公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市渡公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市渡町

築谷敏雄

令和5年4月1日付発令

議案第5号

境港市外江公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市外江公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市外江町

柘植英敏

令和5年4月1日付発令

議案第6号

境港市境公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市境公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬場崎町

植田 建造

令和5年4月1日付発令

議案第7号

境港市上道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市上道公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市上道町

清水厚志

令和5年4月1日付発令

議案第8号

境港市余子公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市余子公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市高松町

阿部 泰典

令和5年4月1日付発令

議案第9号

境港市中浜公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市中浜公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市小篠津町

木村一也

令和5年4月1日付発令

議案第10号

境港市誠道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市誠道公民館長に任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

記

境港市誠道町

藤本晋也

令和5年4月1日付発令

## 主 な 内 容

### 1 公民館長の任命

公民館長を任命する。

※渡、外江、中浜地区は新任、境、上道、余子、誠道地区は再任。

### 2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3 根拠法令

社会教育法（抜粋）

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会  
が任命する。

（以 下 省 略）

議案第 1 1 号

境港市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提出

境港市教育委員会

令和5年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

	氏名	町名	備考
渡公民館	伊佐 俊宏	夕日ヶ丘	
	山根 伸彦	上道町	
	門脇 登	渡町	
	品川 晴美	渡町	
	渡邊 冬樹	渡町	新
	十河 淳	渡町	
	増岡 茂	渡町	
	松田 真二	夕日ヶ丘	
	松本 孝	渡町	
	松本 美紀枝	渡町	
	木下 眞司	渡町	新
	渡辺 寿春	渡町	
	渡辺 三矢	渡町	
	渡辺 洋輔	渡町	
渡辺 好美	森岡町		
境公民館	木村 光哉	馬場崎町	新
	上田 美智子	元町	
	奥森 由子	元町	
	黒田 真美	相生町	
	酒井 達矢	米川町	
	佐藤 寿美子	東本町	
	島村 節夫	蓮池町	
	添田 二郎	中町	
	竹内 健治	松ヶ枝町	
	湯尾 毅	竹内町	
	村上 陽生	上道町	
	加藤 文治	中町	新
	山田 哲男	東雲町	
	渡邊 はるみ	栄町	
吉田 春華	上道町		

	氏名	町名	備考
外江公民館	遠藤 多恵子	芝町	
	香川 登	外江町	
	柏木 雅昭	清水町	
	片岡 千春	外江町	
	栢本 博	外江町	
	松本 善文	外江町	新
	古徳 幹男	外江町	
	空野 高幸	外江町	
	高梨 典子	外江町	
	松浦 友三	外江町	新
	松本 信子	芝町	新
	松尾 忠光	米川町	
	松本 晶彦	外江町	
	松本 和弘	外江町	
鷺澤 美紀	芝町		
誠道公民館	秋吉 早苗	誠道町	
	岩本 信二	誠道町	
	江角 尚子	誠道町	
	加納 章	誠道町	
	工野 昌彦	誠道町	
	小林 豊	誠道町	
	清水 道夫	誠道町	
	高松 紀行	誠道町	
	中本 勝	誠道町	
	西村 夕貴	誠道町	
	櫛本 清美	誠道町	
	八幡 明	米子市東福原	
	井上 淳一	誠道町	新
	早川 愛奈	誠道町	新
山根 真一	誠道町	新	

令和5年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

	氏名	町名	備考
上道公民館	足立 のりこ	上道町	
	岩本 和貴	上道町	
	中村 将人	上道町	新
	遠藤 太一	上道町	
	大西 保幸	上道町	
	榎野 豊	中野町	
	川端 豊	上道町	
	駒井 朋子	上道町	
	嶋川 咲子	上道町	
	田林 真里子	上道町	
	西原 実	上道町	
	橋本 ゆかり	上道町	
	平松 謙治	上道町	
	森田 泰弘	大山町西坪	
山田 幹夫	上道町		

	氏名	町名	備考
余子公民館	足立 勲	中野町	
	阿部 紀樹	高松町	
	伊東 亜希子	竹内町	
	井本 英	高松町	
	木村 健一	中野町	
	小灘 俊朗	福定町	
	柴田 秀樹	竹内町	
	竹本 知男	中野町	
	手島 真治	美保町	
	内田 綾子	米子市米原	新
	長谷川 伸	竹内町	
	原口 翔也	美保町	
	東 大介	竹内町	
	武良 謙	高松町	
吉岡 裕恭	福定町		

## 主 な 内 容

1 境港市公民館運営審議会委員の委嘱  
異動等により新たに委員を委嘱する。

2 任期  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで※前任者の残任期間

3 根拠法令  
社会教育法（抜粋）  
（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（以 下 省 略）

境港市公民館条例（抜粋）  
（公民館運営審議会の委員）

第5条 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（以 下 省 略）

境港市公民館運営審議会規則（抜粋）

第2条 審議会の委員の任務は、次のとおりとする。

（1）公民館長の諮問に応じ、調査審議する。

（2）公民館活動を推進する。

（3）その他必要な事項

（以 下 省 略）

議案第 12 号

境港市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5 年 3 月 27 日 提出

境港市教育委員会

境港市スポーツ推進委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

地区	氏名	住所	当初委嘱年度	
境	阿部 貴志	馬場崎町	H24	
	景山 収	花町	H16	
	角 英幸	栄町	H30	
上道	岡田 善和	上道町	H24	
	駒井 朋子	上道町	H28	
	坂本 浩太郎	上道町	H30	
余子	鶴田 肇	竹内町	H14	
	池淵 佳代子	中野町	H22	
	東 大介	中野町	R4	住所変更
誠道	節原 憲治	誠道町	R5	新任（R5.4.1～）
	本池 康憲	誠道町	H28	
	岩本 信二	誠道町	H29	
中浜	徳永 由樹	三軒屋町	H24	
	岩本 清隆	新屋町	H25	
	吉井 巧	小篠津町	H29	
渡	増岡 茂	渡町	H18	
	渡辺 寿春	渡町	H12	
	松本 直樹	渡町	H18	
外江	高梨 秋広	外江町	R5	新任（R5.4.1～）
	松本 真弓	外江町	H23	
	伊藤 千代香	外江町	H24	

## 主 な 内 容

### 1 境港市スポーツ推進委員の委嘱

異動等により新たに委員を委嘱する。

### 2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで※前任者の残任期間

### 3 根拠法令

スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

（以下省略）

境港市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は22名以内とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

（以下省略）

議案第 13 号

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5 年 3 月 27 日 提出

境港市教育委員会

学 校 医 等 名 簿

令和5年4月1日 現在

学 校 名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	新・継
渡 小 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	永瀬 聡	ながせ歯科	継
	薬 剤 師	福井 優介	オレンジ薬局	継
外 江 小 学 校	学 校 医	済生会境港総合病院（業務委託）		継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	植村 幸雄	ひまわり歯科医院	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
境 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	小徳 賢司	小徳歯科クリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
上 道 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	森脇 祥博	森脇歯科医院	継
	薬 剤 師	大山 亮	増谷薬局	継
余 子 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	足立 守	足立守歯科	継
	薬 剤 師	佐藤 学	境中央薬局	継
中 浜 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	木村 清	木村歯科医院	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継
第 一 中 学 校	学 校 医	來間 美帆	市場医院	継
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	辻田 哲朗	辻田耳鼻咽喉科医院	新
	歯 科 医	足立 融	あい・あだちデンタルクリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
第 二 中 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	辻田 哲朗	辻田耳鼻咽喉科医院	新
	歯 科 医	酒井 博淳	さかい歯科クリニック	継
	薬 剤 師	山下 恵子	たけのうち薬局	継
第 三 中 学 校	学 校 医	來間 美帆	市場医院	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	継
	耳鼻咽喉科医	三宅 成智	みはな耳鼻・甲状腺クリニック	新
	歯 科 医	倉元 健志	倉元歯科クリニック	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継

## 主 な 内 容

1 学校医に退任者が出たため、新たに任命する。業務委託については毎年契約を締結する。

学校名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	異動内容
第一中学校 第二中学校 第三中学校	耳 咽 喉 科 鼻 医	山本 祐子	米子医療センター	退 任 (令和5年3月31日付)
第一中学校 第二中学校	耳 咽 喉 科 鼻 医	辻田 哲朗	辻田耳鼻咽喉科医院	委 嘱 (令和5年4月1日付)
第三中学校	耳 咽 喉 科 鼻 医	三宅 成智	みはな耳鼻・甲状腺クリニック	委 嘱 (令和5年4月1日付)
外江小学校	学 校 医	済生会境港総合病院（業務委託）		業務委託契約 (令和5年4月1日～ ～令和6年3月31日)

### 2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで※前任者の残任期間、委託契約は毎年

### 3 根拠法令

学校保健安全法（抜粋）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

（以 下 省 略）

境港市立小・中学校管理規則（抜粋）

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第26条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

（以 下 省 略）

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る事務等取扱要綱

（任期）

第4条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 1 4 号

境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提出

境港市教育委員会

## 別紙

## 令和4年度第一中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	森田泰弘	学校の校長（第一中学校）	※
2	中村将人	学校の校長（上道小学校）	
3	湯尾毅	学校の校長（境小学校）	※
4	坂本哲郎	児童生徒の保護者（第一中学校）	
5	P T A 担当者	児童生徒の保護者（第一中学校）	
6	西洋平	児童生徒の保護者（上道小学校）	
7	P T A 担当者	児童生徒の保護者（上道小学校）	
8	塚田勝輝	児童生徒の保護者（境小学校）	
9	岡空陽子	児童生徒の保護者（境小学校）	
10	清水厚志	地域住民（上道地区）	※
11	岩本和貴	地域住民（上道地区）	※
12	福井真奈美	地域住民（上道地区）	
13	植田建造	地域住民（境地区）	※
14	木村光哉	地域住民（境地区）	※
15	本池千尋	地域住民（境地区）	
16	遠藤美和	学識経験者(美哉幼稚園 園長)	
17	徳永哲郎	地域学校コーディネーター	※
18	学校担当者	学校事務局（第一中学校）	
19	学校担当者	学校事務局（上道小学校）	
20	学校担当者	学校事務局（境小学校）	

新規者の任期：平成5年4月1日から令和7年3月31日まで

※：前期からの継続

議案第15号

境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）第8条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

## 別紙

## 令和4年度第二中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	下西三宝	学校の校長（第二中学校）	※
2	植田伸一	学校の校長（中浜小学校）	※
3	内田綾子	学校の校長（余子小学校）	
4	松本大輔	児童生徒の保護者（第二中学校）	
5	東大介	児童生徒の保護者（第二中学校）	※
6	松篠利	児童生徒の保護者（中浜小学校）	
7	伊藤裕樹	児童生徒の保護者（中浜小学校）	
8	北野真也	児童生徒の保護者（余子小学校）	
9	石倉雄貴	児童生徒の保護者（余子小学校）	
10	新中浜公民館長	地域住民（中浜地区）	
11	木村幹夫	地域住民（中浜地区）	※
12	足立勝美	地域住民（中浜地区）	※
13	阿部泰典	地域住民（余子地区）	※
14	伊佐治敏	地域住民（余子地区）	※
15	藤本晋也	地域住民（誠道地区）	※
16	小笠原友子	地域学校コーディネーター	※
17	学校担当者	学校事務局（第二中学校）	
18	学校担当者	学校事務局（中浜小学校）	
19	学校担当者	学校事務局（余子小学校）	

新規者の任期：平成5年4月1日から令和7年3月31日まで

※：前期からの継続

議案第16号

境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）第8条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

## 別紙

## 令和4年度第三中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考	
1	渡部 雅之	学校の校長（第三中学校）		
2	山根 伸彦	学校の校長（渡 小学校）		
3	松尾 忠光	学校の校長（外江小学校）		
4	藤井 慶一	児童生徒の保護者（第三中学校）		
5	渡邊 冬樹	児童生徒の保護者（渡 小学校）		
6	木下 厚志	児童生徒の保護者（外江小学校）		※
7	寺本 啓	児童生徒の保護者（外江小学校）		※
8	早川 輝彦	地域住民（渡 地区）		
9	水落 篤	地域住民（渡 地区）		
10	相川 ひとみ	地域住民（渡 地区）		
11	新渡公民館長	地域住民（渡 地区）		※
12	三好 伸作	地域住民（外江地区）		
13	大道 幸祐	地域住民（外江地区）		
14	新外江公民館長	地域住民（外江地区）		※
15	家中 洋子	地域住民（外江地区）		※
16	新外江保育園長	学識経験者（外江保育園長）		※
17	武良 純子	学識経験者（渡 保育園長）		
18	十河 淳	学識経験者（教育委員）		
19	高梨 典子	地域学校コーディネーター		
20	学校担当者	学校事務局（中学校区教頭代表者）		

※新規者の任期：平成5年4月1日から令和6年3月31日まで

継続者の任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## 主 な 内 容

1 境港市各中学校区学校運営協議会委員の任命  
異動及び任期満了に伴い新たに委員を任命する。

2 任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（第一・第二中学校区）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（第三中学校区）※前任者の残任期間

3 根拠法令

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（抜粋）

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域住民
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 対象学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員の一部については、これを公募することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（以下省略）

境港市第一中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

（委員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員

- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
  - (6) 学識経験者
  - (7) 関係行政機関の職員
  - (8) その他、教育委員会が適当と認める者
- (以下省略)

#### 境港市第二中学校区学校運営協議会設置要綱 (抜粋)

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

#### 境港市第三中学校区学校運営協議会設置要綱 (抜粋)

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

議案第 17 号

境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について

境港市立小・中学校管理規則（平成 12 年教育委員会規則第 3 号）第 58 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 5 年 3 月 27 日 提出

境港市教育委員会

境港市共同学校事務室 室長、室長補佐、その他職員の任命について

・室長

第一中学校 事務主幹 坪倉 有美子

・室長補佐

外江小学校 事務主幹 由永 利恵

余子小学校 事務主幹 荒木 美和

・室員

境小学校 事務副主幹 渡邊 京子

中浜小学校 事務副主幹 松村 美幸

第二中学校 事務副主幹 角 冬樹

第三中学校 事務副主幹 大畑 舞子

渡小学校 事務副主幹 見山 公一

余子小学校 事務主事 明里 花

上道小学校 事務主事 足立 流紀

第一中学校 事務主事 稲田 彩加

## 主 な 内 容

1 境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命  
異動に伴い境港市共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員(室員)を任命する。

2 任期  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 根拠法令  
境港市立小・中学校管理規則(抜粋)

(共同学校事務室)

第58条 教育委員会は、校務運営への参画を行い、学校機能を強化し、境港市学校教育の充  
実を図るため、共同学校事務室を置くことができる。

- 2 共同学校事務室に、室長、室長補佐及び所要の職員を置く。
- 3 共同学校事務室の室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。
- 4 共同学校事務室の室長補佐は、共同学校事務室の連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。

(以 下 省 略)

議案第18号

令和5年度境港市学校教職員の研修について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定により、学校教職員の研修方針を別添のとおり定める。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

令和5年度 境港市教育委員会主催の教職員研修会年間スケジュール(案)

講師	1年	1～10年	10～20年	20～30年	30～年	管理職	養護教諭	事務職員	市職員
4月			・第1回特別支援教育担当者会					・第1回学校事務担当者会	・部活動指導員研修会
5月	・第1回初任者研修会		・第1回人権教育主任研修会						・児童クラブ指導員研修会
6月	・第1回講師研修会		・第1回教育相談担当者会 ・第1回生徒指導担当者会			・第1回管理職研修会		・第1回共同学校事務室 連絡協議会	・指導補助員研修会
7月			・管理職養成セミナー						
8月	・第2回初任者研修会 ・第3回初任者研修会	・第1回若手教員研修会	・指導力向上研修会						
9月									・学校図書館職員研修会
10月								・第2回共同学校事務室 連絡協議会	・児童クラブ指導員研修会
11月						・第2回管理職研修会			・指導補助員研修会
12月	・第4回初任者研修会	・第2回若手教員研修会	・第2回教育相談担当者会						
1月	・第2回講師研修会		・第2回人権教育主任研修会						
2月			・第2回特別支援教育担当者会 ・第2回生徒指導担当者会				・学校保健会講演会	・第2回学校事務担当者会 ・第3回共同学校事務室 連絡協議会	
3月									

職員研修は任命権者が行う。(地公法39)  
 果責任担教職員の研修は、市町村教委も行うことができる。市町村教委は都道府県教委が行う研修に協力しなければならない。(地教行法45)

## 主 な 内 容

### 1 学校教職員の研修方針の決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第8号の規定により、校長、教員その他の教育関係職員の令和5年度における研修方針を定める。

### 2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（ 中 略 ）

（8）校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

（以 下 省 略）

## 議案第19号

### 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

令和6年度から令和9年度まで使用する小学校教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条4項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町の各市町村教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

#### 記

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 1 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則  | 別紙のとおり |
| 2 境港市教育委員会が選出する採択協議会委員 | 山本 淳一  |

(別 紙)

## 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則

(目的及び設置)

第1条 鳥取県西部地区(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう。以下同じ。)の各市町村教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定による教科用図書の採択に関する協議を行うため、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、前条の各教育委員会(小学校の採択にあつては、西部地区各市町村教育委員会、中学校の採択にあつては、西部地区各市町村教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会)から選出された各1人の委員及び鳥取県西部地区市町村教育委員会教育長会(以下「教育長会」という。)が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長 2人
- (2) 保護者代表 2人

(会長)

第3条 協議会に会長をおき、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事は、全会一致で決定するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、協議会における協議により知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

- 第6条 協議会は、第1条の各教育委員会に協議の結果を報告しなければならない。
- 2 第1条の各教育委員会は、前項の規定による報告を尊重しなければならない。

(調査部会)

- 第7条 協議会に、教科用図書に関する専門の事項を調査させるため、調査部会を置くことができる。
- 2 調査部会は、協議会に教科用図書に関する調査内容を報告しなければならない。
- 3 調査部会は、4人以内の調査員をもって組織する。
- 4 調査員は、鳥取県西部地区の教職員のうちから、会長が委嘱する。

(教科用図書の選定の方法)

- 第8条 教科用図書の選定は、第7条第2項の報告及び鳥取県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員一致によって決する。
- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(経費)

- 第9条 協議会の経費は、第1条の各教育委員会の負担とする。

(期間)

- 第10条 協議会を置く期間は、採択する年の4月1日から8月31日までとする。

(期間外の協議)

- 第11条 前条に規定する期間外の協議会の会務に関する協議は、教育長会で行う。

(幹事)

- 第12条 協議会に幹事若干人を置き、第1条の各教育委員会の職員のうちから、会長が指名する。
- 2 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 3 新たに幹事が指名されるまでの間は、前任の幹事が会務を処理する。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この規則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 6 この会則は、平成27年4月15日から施行し、同月1日から適用する。

## 主 な 内 容

### 1 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項の規定により規約を定め、採択地区協議会を設置する。採択協議会委員として境港市教育委員会からは山本淳一を選出する。

### 2 任期

令和5年4月1日から令和5年8月31日まで

### 3 根拠法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）  
（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

（以 下 省 略）

議案第20号

境港市教育委員会の個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について

境港市教育委員会の個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月27日 提出

境港市教育委員会

## 境港市教育委員会の個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

境港市教育委員会の個人情報保護に関する規則（平成12年境港市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）」を「境港市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年境港市条例第 号）」に改める。

第2条中「境港市個人情報保護条例施行規則（平成11年境港市規則第19号）」を「境港市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年境港市規則第 号）」に改める。

第3条中「境港市個人情報保護条例施行規則」を「境港市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

境港市教育委員会の個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>境港市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年境港市条例第 号)</u>の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 境港市教育委員会の情報公開については、<u>境港市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年境港市規則第 号)</u>を準用する。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第3条 前条の規定により <u>境港市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則</u>を準用する場合には、同規則中「境港市長」とあるのは「境港市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>境港市個人情報保護条例(平成11年境港市条例第13号)</u>の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 境港市教育委員会の情報公開については、<u>境港市個人情報保護条例施行規則(平成11年境港市規則第19号)</u>を準用する。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第3条 前条の規定により <u>境港市個人情報保護条例施行規則</u>を準用する場合には、同規則中「境港市長」とあるのは「境港市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>

報 告 事 項

教育総務課

行事報告

2月24日(金)	3月定例市議会(～3月23日)	議場
3月1日(水)	令和5年度当初予算予算委員会	議場
3月5日(日)	地教委内示	白兔会館
3月7日(火)	定例校長会	第一会議室
	県立高等学校一般入試(～8日)	各県立高等学校
3月9日(木)	臨時教育委員会(14:00～)	第一会議室
	臨時校長会(15:00～)	第一会議室
	校長内示(15:30～)	第一会議室
3月10日(金)	中学校卒業式	各中学校
	職員内示(16:00)	各小中学校
3月13日(月)	県立高等学校一般入試追検査	各県立高等学校
3月16日(木)	県立高等学校合格発表	各県立高等学校
3月17日(金)	小学校卒業式	各小学校
3月23日(木)	中学校修了式	各中学校
3月24日(金)	小学校修了式	各小学校
	教職員人事異動発表(県教委HP)	
	中学校学年末休業日(～31日)	各中学校
3月25日(土)	教職員人事異動新聞発表	
	小学校学年末休業日(～31日)	各小学校

行事予定

3月27日(月)	県立高等学校再募集・特別措置検査 教育行政説明会	各県立高等学校 オンデマンド配信
3月28日(火)	再募集・特別措置検査合格発表	各県立高等学校
3月29日(水)	臨時校長会	第一会議室
3月31日(金)	退職者辞令交付式 退職者辞令確認式	西部教育局 第一会議室
4月3日(月)	新規採用者辞令交付式 臨時的任用・非常勤講師辞令交付式 再任用辞令交付式 管外転入者市教委着任式	米子コンベンションセンター小ホール 各小中学校 // 第一会議室
4月4日(火)	臨時的任用者市教委着任式・辞令確認式 非常勤講師市教委着任式・辞令確認式 再任用職員・初任者研修サポーター教員着任式・辞令確認式 新規採用者着任式・辞令確認式	第一会議室 // //
4月10日(月)	県立高等学校入学式 小・中学校始業式	境高等学校・境港総合技術高等学校 各小中学校
4月11日(月)	小・中学校入学式	//
4月14日(金)	校長教頭合同協議会 予算配当説明会	第一会議室 //
4月17日(月)	第1回県・市町村(学校組合)教育行政連絡協議会	白兔会館
4月18日(火)	教務主任・生徒指導主事辞令交付式	第一会議室

## 報 告 事 項

生涯学習課

### 行 事 報 告

2月22日(水)	益田市視察	益田市
24日(金)	3月定例会市議会(～3月23日)	議場
	第2回地域学校協働本部運営委員会	保健相談センター
27日(月)	青少年育成研修会	市民図書館
3月6日(月)	ピアノコンクール実行委員会	ミーティングルーム
7日(火)	東大フィールドスタディー(～9日)	市民交流センター
11日(土)	文化のつどい(～12日)	〃
	シンフォニー少年少女合唱団定期演奏会	文化ホール
18日(土)	セーリング強化合宿開式	境港公共マリーナ
22日(水)	ふるさと大賞授賞式	第1会議室
23日(木)	市民交流センター運営協議会	市民交流センター

### 行 事 予 定

4月1日(土)	シンフォニー少年少女合唱団入団式	上道公民館
3日(月)	辞令交付式	ミーティングルーム
	定例公民館長会	ミーティングルーム
8日(土)	シンフォニー少年少女合唱団保護者会	上道公民館
10日(月)	ピアノコンクール実行委員会	ミーティングルーム
	市民交流センター火災報知器点検	市民交流センター
13日(木)	スポーツ推進委員協議会定例会	余子公民館
21日(金)	市民交流センター1年点検	市民交流センター

### そ の 他

#### ◎みなと生徒会

3月9日(木)	てらすくーる	市民交流センター
14日(火)	〃	〃
23日(木)	〃	〃

# 報 告 事 項

境港市民図書館

## 1 入館利用者の状況

### (1) 令和5年2月の入館状況

	本年度	3年間平均	◇1日平均	
開館日数	16 日	19.7 日	本年度	3年間平均
入館者数	7,912 人	5,062 人	494.5	276.2

### (2) 登録者数及び貸出利用者数

	登録者数		貸出し利用者数
	新規	累計	
一 般	88 人	10,137 人	2,520 人
高校生	4	494	45
中学生	1	708	28
小学生	11	4,169	513
幼 児	13	1,666	224
小 計	117	17,174	3,330
団 体	0	128	53
合 計	117	17,302 前月末 17,185	3,383 前年2月 2,387

### (3) 図書貸出し状況

一般書	7,323 冊	団体貸	1,336 冊
雑誌	531	○学校図書室	218 冊
児童書	6,442	市内小学校	148
オーディオビジュアル	44	市内中学校	63
合 計	14,340	鳥取豊学校ひまわり分校	7
		○その他の団体	1,118 冊
前々年 2月	7,060	県立図書館	3
前年 2月	10,885	市町村図書館	53
3年間平均	10,761	市内公民館	780
		幸朋苑	108
		市外保育園	19
		航空自衛隊美保基地	34
		市内児童クラブ	14
		市内放課後預かり施設	47
		市外放課後預かり施設	59
		県外図書館	1

## 2 館内業務の状況

### (1) 館報の発行

境港市民図書館だより2月号

### (2) 月例行事の開催

①「みんなで楽しく『万葉集』を読もう」	第1・3土曜日(4・18日)	14:00~15:00	上道公
②「境港の古文書を読む会」	第2土曜日(18日)	10:00~12:00	上道公
③「絵本とおはなしの部屋」	第1土曜日(4日)	14:00~	図書館
④「絵本と紙芝居を楽しむ会」	第2土曜日(11日)	14:00~	図書館

## 3 その他 (○市内行事、●市外行事、\*その他)

○ 境小学校2年生45名来館	2日10:00~11:30	図書館
○ 琴の浦特別支援学校1年生教育実習(1名)	3日まで	図書館
○ 境一中への授業(副館長)	3日13:00~16:00	境一中
○ 角谷直樹氏(角屋食品代表取締役)講演会	4日10:30~12:00	ブラウジング
○ 三中夢トーク参観(職員2名)	8日13:30~	境三中
○ 図書カード贈呈式(山陰合同銀行境支店店長・次長・教育長・館長・副館長)	10日14:00~15:45	コワーキング
○ 市社会教育会議(館長)	10日15:00~	保健相談センター
○ 境高校演劇部特別公演	12日14:00~15:00	ブラウジング
○ 本の贈呈式(三光取締役、観光協会、県立図書館館長、館長)	14日15:30~	コワーキング
○ 移住定住者交流会(市地域振興課、副館長)	15日10:00~12:00	コワーキング
○ 植田正治写真美術館訪問(館長、副館長、職員)	15日14:00~15:00	植田正治写真美術館
○ 県立図書館主催児童サービスリモート研修(職員3名)	16日14:00~15:30	館長室
○ フレイル予防講演会出前図書館	17日9:00~12:00	みなとテラス
○ 県図書館協議会(リモート)	21日13:10~15:10	館長室
○ 県立図書館主催エピソード大賞審査会(館長)	24日11:00~12:00	館長室
○ 県公共図書館協議会理事会(館長)	24日13:30~15:30	館長室
○ 市図書館連絡協議会(副館長、職員)	24日15:30~16:30	上道公
○ 市青少年育成協議会講演会(館長、副館長)	27日19:00~20:00	ブラウジング
○ 米子市富益公民館来館(副館長)	28日10:00~	図書館
○ 「本活」講習会参観(館長)	28日11:15~12:30	米子市コムコムスタジオ
○ 米子水鳥公園展示作業(米子水鳥公園職員)	28日	コワーキング
○ キハラ写真撮影来館	28日	図書館
* 資料整理期間のため休館	18日~27日	